

岡山市東部クリーンセンター長寿命化計画策定及び  
長期包括運営業務委託に係るアドバイザー業務委託

仕様書

令和7年5月

岡山市

## 第1 一般仕様

### 1 適用

本仕様書は、岡山市(以下「本市」という。)が委託する「岡山市東部クリーンセンター長寿命化計画策定及び長期包括運営業務委託に係るアドバイザー業務委託」に適用するものである。

本仕様書に明記されていない事項でも業務目的達成のために必要な事項については、本市と受託者の協議のうえ、受託者の責において実施するものとする。

### 2 疑義

設計書及び仕様書に定める事項並びにその他の事項について疑義を生じたときは、本市と受託者の協議のうえ、委託者の指示に従い、業務を遂行するものとする。

### 3 提出書類

受託者は、契約に関するもののほか、次に示す書類を提出するものとする。

(1) 業務責任者届	1 部
(2) 委託工程表	1 部
(3) 委託着手届	1 部
(4) 経歴書（業務責任者及び担当者等）	1 部
(5) 職務分担表	1 部
(6) 委託業務完了通知書	1 部
(7) その他指示する書類	1 式

### 4 費用の負担

業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。

### 5 法令等の遵守

受託者は、業務の履行にあたり、関連する法令等を順守するものとする。

### 6 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

### 7 業務責任者及び技術者

- (1) 受託者は、秩序正しい業務を行わせるため、業務責任者はもとより担当者についても相当の経験を有する技術者を配置するものとする。
- (2) 業務責任者は、業務全般にわたり技術的管理を行うものとする。
- (3) 受託者は、業務の進捗を図るため、十分な技術者を配置し、常に密接な連絡をとり、業務に支障のないようにするものとする。

### 8 成果品の審査及び帰属

- (1) 受託者は、業務完了時に成果品の審査を受けるものとする。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正するものとする。
- (3) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受託者は直ちに、当該業務の修正を行うものとする。
- (4) 業務完了後の成果品は、本市に帰属するものとし、本市が承諾した場合を除き、受託者は成果品を公表してはならない。

## 9 業務の資料

業務に使用した資料、設定数値及び計算根拠等はすべて明確にし、整理して提出するものとする。なお、業務の途中において本市が中間報告を求めたときは、直ちに報告を行うものとする。

## 10 参考資料の貸与

本業務に必要な資料及びデータは貸与する。その請求は、すべて文書による借用書をもって行うものとする。なお、資料等で本市において未整理のものについては、受託者において整理するものとする。

## 11 参考文献等の明記

業務に文献、その他資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

## 12 打合わせ

- (1) 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受託者と本市は打合わせを行うものとし、その結果を記録し相互に確認するとともに、積極的に目標達成に努めるものとする。
- (2) 業務の履行にあたって、受託者は本市と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合わせの際、相互に確認するものとする。

## 13 関係機関との協議

受託者は、関係機関等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、図書・資料を準備し担当者とともに協議するものとする。また、単独で行った場合は、遅滞なく文書により本市に報告するものとする。

## 14 国の動向の把握

受託者は、あらゆる機会を通じ、本業務に関連する法整備等、国の動向の把握に努めるものとする。

## 15 成果品の提出

受託者は、年度毎の履行期間完了日までに、「17 支払方法」に応じた下記成果品を提出するものとする。なお、成果品の作成に当たっては、その内容及び編集方法についてあらかじめ監督員と協議したものとする。

アドバイザー業務および長寿命化計画策定業務報告書

- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| (1) 報告書（検討経過及び各種資料） A 4 判 | 2 部 |
| (2) C D - R（PDF など電子データ）  | 1 式 |
| (3) 打合わせ議事録 A 4 判         | 1 部 |

## 16 業務スケジュール

本委託のスケジュールを表1に示す。

表1 本委託のスケジュール

内容	令和7年度				令和8年度				令和9年度			
	第1四 半期	第2四 半期	第3四 半期	第4四 半期	第1四 半期	第2四 半期	第3四 半期	第4四 半期	第1四 半期	第2四 半期	第3四 半期	第4四 半期
公告・契約	→											
長寿命化計画の策定		→	→	→								
循環型社会形成推進計画の見直し				→	→	→						
運営維持管理費算出・事業手法の策定				→	→	→						
実施方針の策定・公表に係る支援				→	→	→	→					
民間事業者の募集、評価・選定・公表に係る支援								→	→	→	→	→

## 17 支払方法

委託料の支払方法は、令和7年度・令和8年度・令和9年度と年度により扱いが異なるため、表2に示す支払額とする。各年度の工程の完了後、速やかに、「15 成果品の提出」に明記している成果品とともに完了通知書を提出し、検査後に支払を行う。

表2 支払方法

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
工程	長寿命化計画の策定	循環型社会形成推進地域計画 の見直し 運営維持管理費算出・事業手 法の策定 実施方針の策定・公表に係る支 援	民間事業者の募集、評価・選 定・公表に係る支援
支払 額※1	契約金額の25%以下	契約金額の36%以下	契約金額から令和7年度、令和 8年度の支払額を除いた金額

※1：支払額は、受託者から提出された入札価格内訳書を基に、委託者と協議の上、決定するものとする。

## 第2 特記仕様

### 1 委託名

岡山市東部クリーンセンター長寿命化計画策定及び長期包括運營業務委託に係るアドバイザー業務委託

### 2 履行場所

岡山市東区西大寺新地4 5 3 番地5

### 3 委託期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

### 4 業務の目的

岡山市では、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」及び基本方針の趣旨に基づき、令和2年に岡山市東部クリーンセンターの運營業務に対して長期包括委託方式を導入した。この契約が令和10年3月31日に終了することから、令和10年4月1日以降の第2期長期包括運營業務について、基幹的設備改良工事と併せたDBO方式による事業実施に向けて、実施方針の作成・公表、特定事業の選定及び事業者の募集・選定から契約締結等を行うにあたり、支援を受けることを目的とするもの。

また、当該センターを良好な管理下の元で長期的に稼働させるために、現在に至るまでの補修履歴等及び現状を把握した上で、効果的な整備による施設の安全性・信頼性の向上、長寿命化及び大規模改造等に係る費用等を縮減した長寿命化計画の策定を行うとともに、地域計画の見直しを行い、循環型社会推進交付金の支援を受けることを目的とする。策定において、受託者は「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き」・「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」等に基づくものとする。

なお、受託者は、誠実かつ正確、丁寧にこれを履行するものとする。

### 5 対象施設の概要

一般廃棄物ごみ焼却施設（岡山市東部クリーンセンター）

建設年度 平成13年7月竣工

処理能力 ごみ焼却 450 t/24H（150 t/24H×3 炉）

灰溶融炉 39t/24h（39t/24h×2 炉、1 炉予備）

炉形式 全連続燃焼式流動床炉 + 直流電気抵抗式灰溶融炉

### 6 アドバイザーの構成

業務の実施にあたっては、幅広い知識と経験を有するとともに課題分析及び的確な解決能力を併せ持った総合アドバイザー及び金融・財務、法務（弁護士を含む。）、関連技術の専門知識やノウハウを有したアドバイザーで構成し、最高の理論及び技術を発揮して業務を遂行するものとする。

(1) 総合アドバイザー（総合調整等）

(2) 金融・財務アドバイザー（事業性の検討等）

(3) 法務アドバイザー（契約内容の検討等）（弁護士への外部委託含む）

(4) 技術アドバイザー（関連技術の検討等）

## 7 業務の内容

### (1) 東部クリーンセンター長寿命化計画策定に係る事項（令和7、8年度）

#### ア 長寿命化計画策定業務（令和7年度）

##### (ア) 施設の概要と維持補修履歴の整理

###### a 施設の概要

施設の名称、施設所管、所在地、施設規模、建設年度、設計・施工業者名、処理方式、処理工程等を簡潔に記載する。

###### b 維持補修履歴の整理

長寿命化計画の基礎情報として、精密機能検査等により、補修・整備履歴、事故・故障データ等を整理する。

##### (イ) 延命化計画の策定

###### a 延命化の目標

将来計画などを基に施設をどの程度延命化する予定か、その概ねの目標年数を記載する。また、プラントメーカーの提案を客観的に精査、評価し、それを参考として延命化に向け目標とする性能基準、改良が必要となる設備機器などについても抽出し、延命化への対応策の検討に向けた条件、検討課題や留意点などを整理する。加えて、本施設の建設時と比較して現在のごみ質は高質化の傾向がある点にも留意の上性能を検討する。

###### (a) 将来計画の整理

###### (b) 延命化の目標年数の設定

###### (c) 延命化に向けた検討課題や留意点の抽出（プラントメーカー提案の延命化工事内容精査）

###### (d) 目標とする性能水準の設定（基幹改良 CO2 削減率 3%以上とする）

###### (e) 性能水準達成に必要な改良範囲の抽出（延命化工事範囲の抽出）

###### b 延命化への対応

延命化の目標において整理された検討課題や留意点、改良範囲などの情報をもとに、延命化工事の効率的かつ効果的な実施時期の検討を行う。

###### c 延命化の効果

「延命化を行う場合」と、延命化を実施しないで「施設更新する場合」との比較・評価を行い、延命化の効果を明らかにする。

###### d 延命化の効果のまとめ

比較結果を基に延命化の効果についてまとめる。また、費用対効果について公表する際に必要となる資料を作成する。

###### e 延命化対策による二酸化炭素排出量削減効果

延命化に合わせて、二酸化炭素削減対策を実施する場合（対策後）と、延命化対策前のそれぞれの二酸化炭素排出量を算出し、延命化対策実施による二酸化炭素排出量削減効果を検討する。

###### f 延命化計画のまとめ

延命化工事の実施に向け、延命化計画の内容についてまとめる。また、交付金対象機器及び対象外機器を整理する。

- (a) プラントメーカー提案の延命化工事内容の客観的精査及び評価
- (b) 交付金対象機器及び対象外機器の整理
- (c) 延命化工事を踏まえた整備スケジュールの見直し
- (d) 延命化工事のその他の添付資料
- (e) 取替工事対象機器の見積徴収等によるプラントメーカー提案の延命化工事費の精査
- (f) 一般送配電事業者への接続検討申込みに必要な資料のとりまとめ

なお、接続検討申込は令和8年度に行うものとし、検討手数料は市の負担とする。

g 延命化工事発注仕様書(案)作成業務

プラントメーカー提案の延命化工事の内容を客観的に精査し、それを参考として発注仕様書(案)を作成または要求水準書に追加する。

(ウ) 施設保全計画の作成

効果的に施設を保全管理していくためには、重要な設備・機器を選定した上で、その設備・機器を中心にした保全計画を立案する。

a 主要設備・機器リストの作成

施設を構成する設備・機器について、重要性を勘案しつつ、長寿命化計画を立案する際に計画の対象となる重要性の高い設備・機器のリストを作成する。

b 各設備・機器の保全方式の選定

各主要設備・機器に対し、重要性等を踏まえて適切な保全方式を選定し、4) 機器別管理基準に反映する。

c 機能診断手法の検討

劣化予測・故障対策を的確に行うため、主要な設備・機器について、必要な機能診断調査手法を検討する。機能診断調査は、設備・機器毎に採用する診断技術の種類、測定項目、実施頻度等を定めたくうえで定期的を実施する。

(a) 機能診断手法の検討

(b) 採用する診断技術、測定項目等の設定と定期的実施

d 機器別管理基準の作成

主要設備・機器の補修・整備履歴、故障データ、劣化パターン等から各設備・機器の診断項目、保全方式、管理基準（評価方法、管理値、診断頻度等）を作成する。

e 健全度の評価、劣化の予測、整備スケジュールの検討

機器別管理基準に基づいて機能診断調査や各種点検を行い、その結果を蓄積する。得られた最新の設備・機器の状態をもとに、各設備・機器の健全度を評価し、その健全度や過去の履歴（主要設備・機器の補修・整備履歴、故障データ、劣化パターン等）も考慮して、劣化の予測を行う。劣化の予測結果に基づき、今後の整備スケジュールを作成する。

(a) 健全度の評価

(b) 劣化の予測

(c) 整備スケジュールの作成

イ 循環型社会形成推進地域計画見直業務（令和7、8年度）

(ア) 地域の循環型社会を推進するための基本的な事項

基幹的設備改良事業を実施するにあたり、循環型社会形成推進交付金の支援を受けることを目的に、最新の「岡山市 循環型社会形成推進地域計画」に必要事項を追加する。

(イ) 循環型社会形成推進のための現状と目標

排出量、再生利用量、減量化量、熱回収量、最終処分量などの現状と目標について、必要であれば、最新の「岡山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を参考に見直しを行う。

(ウ) 施策の内容

発生抑制、再使用の推進に関する施策、処理体制の変更に関する事項、処理施設の整備、施設整備に関する計画支援事業、その他の施策について、最新の「岡山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を参考に設定した目標達成に向け検討し記述する。

(エ) 添付資料の作成

**(2) 岡山市東部クリーンセンター長期包括運營業務委託の導入に係る事項（令和7～9年度）**

以下の項目について、調査、検討、手続き等の支援を行う。

ア 運営維持管理費算出・事業手法の策定（令和7、8年度）

(ア) 現長期包括運營業務委託の検証

現在の長期包括運営委託業務の実施前に検討した VFM 等を令和6年度末までの実績と比較し、長期包括運營業務委託によって得られた効果を検証する。

(イ) 事業の基本条件の検討

a 施設の維持管理状況の調査

現況の施設について、他都市の類似施設（稼働後30年以上（目安）経過した流動床式焼却施設）の構成設備機器の取替状況や装置全体の取替状況を調査し、効果的な長期包括運營業務委託の要求水準書（発注仕様書）作成の基礎資料とする。

b 事業引継ぎ方法の検討

事業準備期間において事業者が既存運営事業者から受ける業務引継ぎ内容の精査

(ウ) 部品調達の見直し・整理

施設設置プラントメーカー独自の部品を抽出し、特定部品供給委託契約の締結支援

(エ) マーケットサウンディング（市場調査）の実施

参加資格を満たす事業者及び事業者グループを具体的にリストアップし、本事業への参加意向、参加条件、グループ構成の考えを確認する。その際、可能性調査における市場調査からの変更や具体化された項目についてヒアリングを行う。

(オ) 次期事業の運営・維持管理費の算出

(カ) VFM、PSCの算定

従来方式で実施した場合と比較して、長期包括委託方式で実施することにより、効率的・効果的にサービスが提供できるかを確認する。

具体的には、公共サービスが同一水準である場合において、事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待できること、また公的財政負担が同一の水準である場合には公共サービス水準の向上を期待できることを選定の基準とする。

(キ) コンセプション方式の検討

東部クリーンセンターを対象に法令・資格等の整理を行い、コンセプション方式の導入可能性について検討する。

(ク) その他必要な事項

イ 実施方針の策定・公表に係る事項（令和7、8年度）

長期包括委託方式で事業を実施するにあたり、その基本的な考え方や内容について明らかにすることを目的とし策定する。また、民間事業者が本事業に参加するかどうかの最初の判断材料となるため、公平性及び透明性確保の観点から、事業に関する情報が早く広く周知されるよう公表を行う。

(ア) 事業内容の検討・整理

(イ) 民間事業者選定方法の検討（契約方法の検討も含む。）

(ウ) リスクの洗い出し、検討・整理

(エ) 民間事業者の事業範囲の検討・整理

(オ) 法的制約、必要な許認可等の検討・整理

(カ) 入札参加用件の検討・整理

(キ) 実施方針（案）の作成

(ク) 要求水準書（案）の作成

(ケ) 実施方針に対する質疑応答（必要に応じて実施方針の修正も含む。）

(コ) その他必要な事項

ウ 民間事業者の募集・評価・選定・公表に係る事項（令和8、9年度）

民間事業者の募集を行う際には、競争性の担保や手続きの透明性の確保に留意するとともに、民間事業者の創意工夫を引き出すことや、提案準備期間の確保に配慮する。

(ア) 募集手続きの検討

(イ) 募集書類等の作成

（令和元年度発注の東部クリーンセンター長期包括業務契約書ほか関連書類を参考に作成）

a 民間事業者募集要項の作成（様式集含む。）

b 民間事業者選定基準書の作成

c 要求水準書（発注仕様書）の作成

d 基本協定書（案）の作成（必要な場合）

e 契約書（案）の作成（延命化工事に係るものも含む。循環型社会形成推進交付金の支援が受けられるよう作成するものとする）

f その他参考資料等の作成

(ウ) 募集書類に対する質疑応答

(エ) 資格審査に関する支援

(オ) 技術提案書等のとりまとめ及び精査（法的確認を含む。）

(カ) 提案審査資料の作成

(キ) 提案評価資料の作成

- (ク) 審査結果のとりまとめ
- (ケ) 民間事業者選定結果作成
- (コ) その他必要な事項

エ その他関連事業の推進について技術的な検討支援

以下の業務について支援する。

- (ア) 技術的な検討の支援
- (イ) 国、県等の協議等に必要資料作成、議事録作成
- (ウ) その他必要な資料作成

**第3 東部クリーンセンター長期包括運營業務委託スケジュール（予定）**

・費用算出・事業手法策定	令和8年10月
・実施方針の決定	令和8年10、11月
・実施方針の公表	令和8年12月
・民間事業者募集	令和9年4月
・民間事業者選定	令和9年9月
・事業契約の締結	令和9年12月
・運營業務引継ぎ	令和10年2～3月

以上